

「自賠責は本当に被害者救済の精神に基づいているのか、あえて司法の判断を仰いだ」という真鍋利昭さん、事故現場の剣山登山道路

現状、裁判で闘っている。

今、この瞬間にも交通事故は起こっている。自賠責の損害調査や後遺障害等級認定のシステムがすぐに改善されないとすれば、いつ事故に巻き込まれるかもしれない私たちには、いつどう自衛すればよいのだろうか。

「自賠責の判断というのは、被害者側の対応によっても大きな差が出るはずです。日本人特有の「だれかがなんとかしてくれるだろう」という甘えを捨



# 愛児をはねた同型車で執念の現場実験 警察も損保会社も あてにしてきれない

なく、学校では毎年表彰を受けていた子供だったんですが……。あまりの変わりように、私たちは絶望的な毎日を過ごしました。

意識不明が三ヶ月続いたあと、洋一君は奇跡的に一命とりとめた。しかし、言語障害、知能障害、運動障害などの治療のため、三年半の入院生活を余儀なくされた。

いくら治療しても症状がそれ以上よくはならない「症状固定」の診断が下されたのは、事故から二年後のことである。洋一君は、自賠責では最も重い後遺障害一級（当時保険金二千五百万円）の認定を受けた。現在、神経障害と後遺症の発作におびえ、抗痙攣剤の副作用にも不安を募らせながら、両親や他人の介護を受ける毎日である。

前回、詳しく説明したが、自賠責に

てないと、しょせん満足のいく結果など得られないのではないか」という

東京都の会社員、中谷博史さん（五十）

「仮名」は、自らの体験をもとにこう語る。中谷さんの長男洋一君（三）「仮名」は、九年前の事故で頭蓋骨骨折、脳挫傷という重傷を負い、現在もその後遺障害に苦しんでいる。

「小学六年だった洋一は、英語塾へ行くために自転車で横断歩道を渡ろうとして、前方から右折してきたトラックに衝突されました。健康で虫歯ひとつ

自動車損害賠償責任（自賠責）保険は、交通事故の被害者救済を目的にした強制保険でありながら、実際には、加害者が「無責」（全く過失がない）と判断されて被害者への保険金支払いがゼロになったり、後遺障害の等級を厳しく査定されたりして、逆に被害者を苦しめている例も多いことを前回まで明らかにしてきた。万が一、事故に遭いながら理不尽な対応をされたとき、被害者は泣き寝入りするしかないのか。闘ってきた人々の体験を報告する。

## 告発連載ルポ

連載開始以来、本誌に多数寄せられた読者の声からも、自賠責保険適用の判断をめぐるトラブルが多発していることがうがえる。ひき逃げ事故に遭い、八年たった今も後遺障害認定が受けられず訴訟中という主婦、田中礼子さん（四〇）「仮名」はこう語った。

「どうして被害者の私が、こんなに苦しまなければならぬのか。この連載で自賠責保険の査定の実態を知り、そ

の理由がわかったような気がします。事故以来、顔のはれや手足のしびれ、胸や背中、肋骨内部からの重苦しい痛みなどに苦しめられ、一日じゅう横に寝たり起きたりする必要があります。腰や太ももに痛みが走り、歩くのも不愉快です。

朝は全身が苦しくて、以前は子供の朝当たりに一時間もかかるいました。主婦が体と心の健康を保てなくなつた。主婦が体と心の健康を保てなくなつた。主婦が体と心の健康を保てなくなつた。

すると、家族がどれだけ大変か、それを弁当作りに一時間もかかるいました。腰や太ももに痛みが走り、歩くのも不愉快です。

車に追突。さらに停車中の車に衝突を三度繰り返してやっと停止した。

「（田中さんの）ひっくり返り方があまりにすごかつたので、死んでしまったかと思つた」

目撃者はそう語つたといふ。

意識を失った田中さんは救急車で運ばれた。「一時間後に意識は回復したが、腰椎分離、頸椎捻挫などによる神経症状と運動障害は、その後も昼夜を問わず田中さんを苦しめ続けた。

「数カ月後、病院から第五腰椎分離症、胸郭出口症候群、頸椎捻挫などの後遺障害の診断書を受け取り、自賠責に保険金を請求しました。ところが、返ってきたのは『非該当』という判断された一枚の紙だけ。回答がくるまで、私に一度も問い合わせはしませんでした。しかも、加害者はいつのまにか脳卒中の発作で事故を起こしたことになつており、刑事処分もいつさなかつたのです」

納得できない田中さんは、レントゲン写真やCT（コンピューター断層撮影）の写真、それに自分自身の体を証



ジャーナリスト  
**柳原三佳**  
やなぎはら・みか

わかつていただけないのでしょうか

事故が起つたのは八九年十二月だ

った。田中さんは自転車で帰宅途中、

後ろからきた乗用車に追突され、後ろ

向きに転倒。はねた車はブレーキもか

けずにそのまま百メートルほど走り、前方の車に追突。さらに停車中の車に衝突を

三度繰り返してやっと停止した。

「（田中さんの）ひっくり返り方があまりにすごかつたので、死んでしまつたかと思つた」

これも前回報道したが、自賠責の等級表は、六十年前に炭鉱労働者などの労災のために作られた後遺障害表を基にしており、医師の間からも、「整形外科的な障害ばかりを重視し、目に見えにくい神経系の障害を尊重しない」という指摘の声があるのだ。

本人も知らぬ目撃者調書を作る警察

中谷さんは続ける

不平を言つても仕方ない。私は、認定基準を隅から隅までチェックし、それと洋一の症状を照らし合わせながら、頭の手術痕の面積まで細かく測りました。そして、医師には一つの漏れもなた。

いように後遺障害の診断書を書いてもらい、提出書類をそろえたのです。後遺障害の苦しみは、本人と家族がいたばんよく知っています。それをいかにかが伝えることができるかが重要です。何百人の患者を診ている医師に、その一人にすぎない洋一のことを隅々まで理解してもらうのは難しい。そういうと

後悔することになります」  
中谷さんは、自賠責保険の損害調査を行っている自動車保険料率算定へ

まず自算会の調査事務所へ電話を入れてみてください。いちばんいいのは、被書者や家族が調査事務所へ出向き、

田嶋孝子さん（六三）。田嶋さんも「事故遺族の会」の顧問である京都市の

年、十五歳だった男の子の孫を事故で失った。加害者は、未開通で通行止めの道路のバリケードをどけて進入、自

転車で道を途中でたたかれた田嶋さんの様子と、もう一人の少年をはねて死傷させた。このような悪質なケースでも加害者が不起訴になつたことで疑問を感じた。

ら、全国から寄せられる交通事故遺族の相談に応じてきた。

自賠責の請求書類の作成は他人任せつきりにしては危険です。たとえ弁護士でも、交通事故に慣れていなければ、人は、自賠責の仕組みをほとんどわかつていらないし、損害会社に任せると、おられるものもおりなくなってしまうことがあります。自算会の調査員は、主に請求書類を見て判断するわけですから、文章の言い回し一つにも十分気を使う必要があるでしょう」

そう言つて田嶋さんは次の二つの文章を例に挙げた。いずれも同じ死亡事故について書いた「事故発生状況報告書」（現場見取り図付）である。

(自算会)の調査事務所にも直接出向いた。事務所の対応はとてもよく、担当者は被害者の立場に立って親身に話を聞いてくれた。障害認定に必要な資料を要求する手紙や、認定に時間がかかる理由を説明する手紙がきたり、電話での問い合わせもあつた。

「こちらできめ細かな書類を作つていませんか、私の場合は自算会が好意的に対応してくれました。もちろん、そこまで至るまでは大変な努力が必要でした。加害者は任意保険に入つてないからたためか、洋一がトラックと反対方向を見て、速いスピードで飛び込んできたという供述をしたんです。結果的にその供述がうそであることは、裁判の尋問のなかで明らかになりました。しかし、警察は、それを鵜呑みにしてろくに現場検証もせず、加害者の言い分に沿つた内容で調書を作つていました。私はこのいい加減な調書の内容を覆すために何度も現場へ足を運び、多數のビデオや写真を撮り、なげ事故が起つたのか、自分なりに調査を重ねたのです」

中谷さんの執念には頭が下がる。現場で加害者と同じ内容の証言をしたといふ少年に自分から会いに行き、少年が実は事故の瞬間を見ていなかつたことを知つた。そして、本人の知らないところで目撃者調書が加害者の供述に柱に激突、死亡した▼



東京利賀文久が裁判を起して、たま川は鶴彦寺館は裁判所

させる。結局、実際の事故では、Aの報告書を提出し、自賠責保険金は全額支払われたが、もしBのほうを出していたら、「重過失による減額」の措置がとられたいた可能性もあるのだ。

田嶋さんは語る。

「自賠責も任意保険も、この世界では引き算しか行わない、そういう体質なのです。もちろん、警察の初動調査にも大きな問題がありますが、せめて強制保険である自賠責は、人の命の重みをもう少し考えたうえで、被害者救済の精神に立ち返り、内規的なものを改善してほしいと思います」

たときは、国または公共団体が賠償する責任がある」という規定をよりどころに、「警察の捜査の改善」を求めて東京都を訴える裁判を起こしながら、「交通事故被害者を励ます会」のボランティア活動をしている。

人がほんとだが、実は何度も繰り返すことができ、回答が寄せられるごとに時効が延期されるのだ。

自算会が「無責」（加害者の過失はゼロ）の判断を下したことに納得できず、被害者自ら異議申し立てを繰り返し、請求五回にしてようやく「過失は五〇対五〇」という「有責」の回答を得た人がいる。香川県に住む建築業の真鍋利昭さん（五七）だ。

「幸い、私のけがは軽かったですぐももし死亡したり、重傷を負っていたら、おそらくあのまま泣き寝入りだったと思いますよ」

九年八月、真鍋さんは徳島県の剣山登山道路のカーブを乗用車で走行中、下りにつきに登坂（月旦）二台の頂に

「もに軽いのがを負った。」  
「無責」とは加害者側に全く過失がないと判断されること。(つまり、被害者(損害を受けた人)は「自損事故」(一人で事故を起こした)と同じ扱いになり、賠償責任のない相手の自賠責保険からはいっさい保険金が支払われない。読者のなかには、「でも自己責任がるっぽく、任意保

「お前が自賠責がわからなくて、任意保険からたっぷり出るんじゃないの」  
と思つてゐる人も多いようだが、それは大変な勘違いだ。自賠責の判断は任意の支払いにも影響する。任意の付

## 任意保険にも影響する自賠責の判断

この二つの報告書を読み、すいふん印象が違うな」と感じた人は多いのではないだろうか。ちなみにAは田嶋さんが、Bは損保会社のサービスセン

Aは極めてシンプル。事故の原因と結果がわかりやすい言葉でまとめられている。ところがBは、文章にとりとめがなく原因と結果が分離しているばかりか、車に接触されから後は、まるでバイクの運転手が独り相撲をとつて死んでしまったような錯覚さえ起こる。

とは「請求期限」だ。いくら完璧な書類をそろえても、期限が過ぎると請求権は「時効」で消滅する。時効があることを知らなかつたばかりに泣き寝入りしている人も少なくない。ケースごとで違うが、おおむね、加害者が請求するときは、被害者に賠償金などを支払った時点から二年、被害者が請求するときは、事故日から二年である。事情があつて請求が遅れそうな場合は、あらかじめ保険会社に時効中断の申し出をしておいたほうがいい。

また、自賠責の回答に不服がある場合は、再審査請求（異議申し立て）を行うことができる。一回であきらめる

中、下りてきた軽乗用車と出合い頭に衝突、助手席の長女（当時十歳）とともに軽いけがを負った。

「無責」とは加害者側に全く過失がないと判断されること。つまり、被害者（損害を受けた人）は「自損事故」（一人で事故を起こした）と同じ扱いになり、賠償責任のない相手の自賠責保険からはいつさい保険金が支払われない。読者のなかには、「でも自賠責がおりなくとも、任意保険からたっぷり出るんじゃないの？」と思っている人も多いようだが、それは大変な勘違いだ。自賠責の判断は任意の支払いにも影響する。任意の対

人保険は、あくまでも自賠責の不足分を補う上乗せ保険だから、自賠責が支払われなければ、任意の対人保険も支払う必要はないわけだ。

また、加害者が「無責」と判断されることによって、被害者は自分の体や車の損害賠償を受けることができないばかりか、逆に相手の治療費や車の損害に対し、100%の賠償義務を負うことになる。たとえ1%でも相手に過失があれば、損害賠償の義務が生じるわけだから、被害者としては、その後の任意保険のことも考えると、自賠責でいとも簡単に「加害者無責」の判断を下されてはたまらない。

## 被害者救済といふ立法精神はどうに

真鍋さんは語る。

「私から見れば、お互いの過失は半々という印象でした。現場にはセンターラインがないのではっきりしませんが、衝突地点はほぼ道路の中央付近。

ところが、自賠責に治療費の請求をしたところ、加害者無責、つまり相手には過失がないので私と娘に対する保険金の支払いは、いつきできないという回答がきたのです。その理由を読むと、相手の車が道路の左端に停車していたところへ私が衝突したことになつ

ていたのです。警察がそのような調書に仕上げていたんです」

きなかつた真鍋さんは、異議申し立てが何度でもできることを知り、主張が認められるまで断固闘う覚悟を決めた。以下は、その執念の異議申し立てと自賠責の回答の流れである。

### ●二回目請求（九二年一月）

回答（同一月）△再度調査し慎重に検討するも、○○車（注：加害車）は真鍋車の異常走行を発見するや遅滞なく可能な限度の避讓措置を講じ、道路左側に停車中であり、その過失はないものと判断する》

### ●三回目請求（九二年四月）

回答（同五月）△再度慎重に検討した結果、○○車は真鍋車を認めた道路左端に停車し避讓措置を講じており、その過失はないものと判断する》

### ●四回目請求（九二年七月）

回答（同八月）△再度慎重に調査した結果、真鍋車が現場付近で脇見しながら走行し、中央線を突破したところが、自賠責に治療費の請求をしたところ、加害者無責、つまり相手には過失がないので私と娘に対する保険金の支払いは、いつきできないといふ回答がきたのです。その理由を読むと、相手の車が道路の左端に停車していたところへ私が衝突したことになつ

よせ停車中のところへ一方的にぶつけてしまつたは大きな疑問がある。むしろ、徐行進行中、相手の車が見えたので急ブレーキを踏んだが正しい。よつて、○○車は避讓措置不適当で加害者は有責（過失あり）》

こうして事故から二年後、合計二十万円の自賠責保険金を受け取ることができた真鍋さんは、こう振り返る。

「『再度調査』なんて言つても、実際に減らなものですよ。とくに二回目の請求をしたときは、山間部である現場は雪が積もつていて、とても調査で

きるような状況ではなかつた。なのに自算会は、現場へ出向いて再調査を行つたと主張しているのです」

「有責」の回答を得た真鍋さんは、九

四年一月、自賠責の元請け損保会社を相手に、異例の訴訟を香川県観音寺簡易裁判所に起こした。二年間にわたり、被害者に四回もの異議申し立てをさせたことに対し五十万円の慰謝料を請求したのだ。訴状の最後には、次のように記されていた。

△自動車損害賠償補償（自賠）法は昭和三十年に交通事故に苦しむ被災者の救済制度として立法化されたと聞いております。以来三十七年……保険会社の収支に合わせた査定及び支払いが行われるようになります。損害が大きくなり、損保会社のロスは減るわけです

れば、任意保険の支払いも必要なく

いほうに100%の過失を押しつけて

ねば、自賠責は、損保会社の収支に合

わせた査定や支払いが行われているよ

うな気がしてなりません。損害が大き

いほうに100%の過失を押しつけて

ねば、任意保険の支払いも必要なく

いほうに100%の過失を押しつけて

多くの被害立証のための書類が必要でした。今、自賠責の運用は立法当時の精神のように、本当に被害者救済の運用がなされているのかどうか、あえて司法の判断をおおぐものです。

そして、九四年十月、「決定」が下された。被告の損保会社は、原告の真鍋さんに八万五千円余を支払えというものだった。「判決」ではないので決定理由は明らかにされていないが、真鍋さんの担当弁護士は、

「結果的に原告の主張が認められたと認めています。この裁判を振り返り、真鍋さんはこう語った。

「はつきり言つて裁判は赤字でした。でも、お金の問題ではありません。だれかが声を上げていかなれば、苦しむ被害者や遺族は増えるばかりです。いまの自賠責は、損保会社の収支に合わせた査定や支払いが行われるようになります。損害が大きくなり、損保会社のロスは減るわけです

れば、任意保険の支払いも必要なく

いほうに100%の過失を押しつけて

ねば、任意保険の支払いも必要なく

いほうに100%の過失を押しつけて